

知立市農業委員会総会議事録

公示年月日	令和3年7月9日
招集年月日	令和3年7月21日
招集場所	知立市中央公民館1階 大会議室
参集時間	午後1時56分、農業委員14名、推進委員4名、事務局3名が参集した。
出席委員	農業委員：1 杉原敬浩 2 高村彰浩 3 林勝則 4 毛受浩 5 高木芳夫 6 永田治男 7 杉浦直美 8 石原國彦 9 鈴木 和幸 10 藤井公人 11 池田とみゑ 12 竹本有基 13 岡田均 14 成瀬廣美 推進委員：15 平澤信幸 16 中野明夫 17 岡田教孝 18 石川勝幸 計18名
事務局	事務局長＝篠原源晴、事務局職員＝加藤淳司、脇坂真也
欠席委員	なし
途中退席	なし
開会時間	午後2時01分 開会宣言 総会規則第7条の規定により定足数に達しておりますので総会を開催します。(会長)
日程第一	午後2時02分 議事録署名委員の指名 2. 高村 昭広 4. 毛受 浩 を指名します。(会長)
日程第二	議案の審議
議案第1号 1番	農地法第3条の規定による許可申請について 【議案第1号1番について議案書をもとに説明】  会 長：地元の委員さん補足説明はありますか 委員 17：譲渡人は第一工区の維持管理の役員をされている方なのですが、田のみならず、畑でブルーベリーやミカンなどを耕作しており、譲受人である息子さんも手伝いながらしっかり取り組まれています。農業機械も使用されており、特に問題ないと思います。 会 長：私も申請地の近くに田を所有しており、ブルーベリー畑をきれいに管理されているのを見かけますし、農業を継続するという点に関しても問題はないと思います。 会 長：他にご質問、ご意見はありますか。 委 員 3：事務局の方にご質問ですが、この市街化区域エリアの3条の許可申請についてこういうケースは今後も出てくるとは思われますか。

	<p>事務局：生前贈与のような形のケースは今後も一定数は出てくると思いますが、それほど大量に出てくるという見込みは立てておりません。</p> <p>委員 3：相続、贈与のことも考えた上で行ってみえることだとは思いますが、どちらがいいのかはわかりませんが、事務局としてそういった見込みを把握されているのかお伺いしてみたいと思いました。</p> <p>委員 2：所有地は7,903㎡とありますが、今回は2,604㎡のみの贈与ということですか。</p> <p>事務局：今回の所有権贈与は2,604㎡の蔵福寺151番のみとなります。同一の世帯であることから農家世帯としての経営面積自体は変わらないので、譲受者、譲渡者ともに同じ面積となります。</p> <p>委員 2：市街化編入の話がある地域であります。このように一部を生前贈与という形が増えていくと、土地の広さや譲受人によっては今後農業を続けていくことが困難になった時に農地として維持できなくなってしまう方が出てくるのではないのでしょうか。贈与後に耕作が困難となり営農へ預けたいという方が時々いらっしゃるため、そのあたりも踏まえて見直しが必要ではないかとも思います。</p> <p>会 長：他にご質問、ご意見がなければ許可とします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時10分)</p>
<p>議案第2号 1番</p>	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 【議案第2号1番について議案書をもとに説明】</p> <p>会 長：地元の委員さん補足説明はありますか。</p> <p>委員 18:場所は神明社のすぐ手前に位置しており、両隣に家が建っている間で畑をしており、譲受人は譲渡人である所有者が親戚にあたります。譲受人は本家の近くで土地を探していたこともあり特に問題ないと思います。</p> <p>会 長：ただいま地元の委員さんより補足の説明いただきましたが、他に何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>委 員：(意見なし)</p> <p>会 長：特になければ意見なしといたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時16分)</p>
<p>議案第3号 1番 2番</p>	<p>生産緑地買取り申出に係る農地の斡旋協力について 【議案第3号1番、2番について議案書をもとに一括説明】</p> <p>会 長：斡旋協力の依頼になりますので、地元の委員のみなさまは現地を確認いただき、期日までに回答をご報告いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時19分)</p>

<p>議案第4号 1番</p> <p>2番</p>	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について</p> <p><b>【議案第4号1番について議案書をもとに説明】</b></p> <p>会 長：何かご質問、ご意見はありますか。</p> <p>委員18：この土地はこれまで違う方が耕作されておりましたが、ご高齢により継続が難しくなり、委員1さんをお願いしたという経緯であります。</p> <p>会 長：1番の案件について、特にご質問、ご意見がなければ、引き続き2番の説明をお願いします。</p> <p><b>【議案第4号2番について議案書をもとに説明】</b></p> <p>会 長：2番目の案件について委員18さん補足をお願いします。</p> <p>委員18：こちらの農地も以前別の方が耕作されておりましたが、ご高齢により継続が難しくなりました。委員1さんへ依頼があったものの、ガードレールにより、大型のトラクターの乗り入れが難しいということもあり、他の耕作者を地域で探したところ、今回の方が耕作を引き受けることとなりました。</p> <p>会 長：利用権設定を受ける方の所有農地が申請地の隣にありますよね。</p> <p>委員18：そうです。</p> <p>会 長：他にご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>委 員：(特になし)</p> <p>会 長：特になければ1番、2番ともに承認いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時25分)</p>
<p>日程第三 報告案件 1号 2号 3号</p>	<p>会 長：報告案件について、お気づきの点があればご発言ください。</p> <p>委員3：報告1号についてですが、1月頃まで、既存宅が建っており、そこを取り壊して共同住宅をつくるということですね。当時、土地の登記を変更していなかったということですか。</p> <p>事務局：今回の4条報告1号の案件につきましては、すでに昭和50年頃から建物が建っていましたが、農地法の手続きが済んでいなかったため、今回は正という形で届出があったものです。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時27分)</p>
<p>日程第四 そ の 他</p>	<p><b>【事務局より説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動状況報告について</li> <li>・特定生産緑地指定の申し出状況について</li> <li>・相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の結果について</li> </ul>

・農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会について

会 長：事務局より説明がありました但しこれにつきまして何かご質問等はございますか。

委員 3：只今説明いただいた内容について紙ベースで資料をいただけないでしょうか。なぜかと申しますと、今回の申し出についてどのような傾向があるのか、どのような状況下にあるのか、緑地の話も含めて農業委員として関わっている問題でもあるわけですから、都市計画課の範疇かもしれませんが、聞き流すだけではなく事務局も分析されたものも含めて資料にさせていただいて目を通したいと思うのですがいかがでしょうか。

事務局：都市計画課の方から今回口頭で説明をとのお話がありましたので、今回はこのようにさせていただいておりますが、要望を踏まえ都市計画課と今一度調整し、しかるべき時には配布させていただきたいと思っております。

委員 3：農業委員としてではなく農政にかかわっているものとして事務局はどうですか。

会 長：事務局と合わせて都市計画課に確認しておきます。

委員 17：農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会についてですが、これは改めて文書等で通知されるのでしょうか。

事務局：昨年同様に8月の総会の際に通知文をお渡しできればと思っております。

会 長：その他よろしいでしょうか。

委員 12：事務局にお伺いしますが、昨年の11月上旬くらいに農業施策に関する意見書という資料を拝見し、12月22日に市長より回答書をいただいておりますが、中には、農政だけでは対応できない要望もありますが、農政の方で具体的に取組んでいく事として「農作業の効率化」ということで、畦畔除去の補助という話が回答に明記されています。一方で、農業に関係する組織との連携等をにらんで農政部局の人員補強の要望については回答に人員を増やすという明記がなく、現状の職員で少数精鋭で進めますというような内容が明記されています。それについては、西三河農業改良普及課やJAとの連携を密にし、他市の取組み事例を研究していくということが明記されています。市役所のスケジュールとして、人事については、4月～5月頃にヒアリングがあり次年度の要望調査があるかと思っておりますが、職員の早急なスキルアップも困難かとも思いますので、人員を増やしてでも要望をかなえるという考えはないのでしょうか。畦畔除去の補助については、実施計画にあげているのか、その辺りの状況をお知らせください。

事務局：人員については4月のヒアリングの段階では特に正規職員の増員は要望しておりません。今のところは臨時職員等で当面はまかなっていきたいという要望は出しております。今後の企業誘致等を含めた農政側の施策としては、先程おっしゃっていただいたように、実施計画にあげさせていただいております。

す。詳細についてふれるのは避けさせていただきます。

自主計画及び来年の当初予算にも踏まえて2, 3つ施策は挙げさせていただこうと考えております。

事務局：1点補足させていただきます。畦畔除去についての補助については、昨年度6件分の補助金の予算でありましたが、今年度は30件分の補助ができるような増額はしておりますので、しっかりと予算確保はできております。

委員12：予算につきましては考えて用意していただけているようなので、それを関係者の中でしっかりと調整をし、うまく使っていただきたいと思います。

人員につきましては臨時職員の増員をとのお話ですが、臨時職員の方でできる内容はそちらにお任せして、職員の方でないといけない仕事はしっかりと身を入れて頑張りたいと思います。

会 長：その他何かありますか。

委員2：先程の畦畔除去の件ですが、新規の方で利用権を設定した方には我々も話をさせていただいて、少しずつ了解をいただいているのですが、昔から利用権設定をしており、親世代から受け継がれた方はなかなか畦畔の除去について了解していただけない場合が多く、実施できていない状態です。特に1反未満の耕作地の方などはできれば畦畔除去が進めることができればと思います。補助の話もありますので、市の方から畦畔除去の話などからうまく斡旋していただけると我々も非常に話がしやすくなると思います。

事務局：先程の営農さんが直接お声を掛けられ断られた案件を市が言っただけで同意いただけるかというところもあるでしょうし、地域の方々のご協力をいただきながらお願いしていくとまた違うこともあるかもしれませんので、方策につきましては皆さんから情報をいただきながら方法を探っていければと思います。よろしくお願いします。

会 長：畦畔除去の補助金の話や、人員についての問題などについては農業委員及び推進委員に対して、公表してもよい情報については是非出してほしいと思います。

例えば営農の方で本年度に実施予定の畦畔除去の件数ほどのくらいあるのでしょうか。

委員2：現状ですと4件程度ですが、畦畔除去も高低差がある圃場だと、我々の機械で均すレベルではなくなります。その場合営農者の自己負担で実施することになりますので、実際に田んぼ1枚の整備を行うのに何10万という費用がかかるのを考えると、今後を見据えていく中で区画整理等の際に出てくる残土等を利用する等していただけると我々もありがたいかなと思います。

会 長：この辺りについて、農業委員会場で情報を共有するということはできそうですか。

事務局：今年度新たに予算化できたのは畦畔除去の増額のみになりますが、もともと6件12万円の予算だったものが、30件60万円にまで予算の増額は採択

されています。来年度以降については予算の決定がまだまだ先の話ですので、ある程度形になってこないと不確定な事をお伝えすることもできませんので、もう少しお待ちいただきたいと思います。今後時期をみてみなさんには取り組み状況についてはお伝えして参りたいと思います。

会 長：その前の段階で営農の方たちと情報を交換し、要望を把握しながら計画案を作成してさらにそれに必要な予算を立てるという仕事のやり方はできないでしょうか。

事務局：畦畔除去についても本当はもっと本数があるというお話はお聞きしてはいたのですが、こちらで予算化できたのがそこまでだということです。

会 長：来年度の予算にいてはいつの段階で計画して申請するのでしょうか。

委員 2：もし作成が可能であれば、畦畔除去を行う際に参考となる、畔の高さの図面等があれば、改善組合や JA と連携して進めていけるのかとは思いますが。

会 長：4名みえる営農さんの意見をすべて満足するようにするのはなかなか難しいと思いますが、少なからず営農の方たちの希望、情報を得て毎年それぞれの予算を含めた申請を進めていってほしいと希望しますが、いかがですか。

事務局：なるべく細かく情報提供していきたいと思いますが、予算が確定するのは3月議会であり、議会上程前にあまり多くの情報をお伝えできなく、そこがなかなか難しいところではありますが、暫定的に、構想段階でも営農さんとのお話も伺って進めていければと思いますのでよろしく願いいたします。

会 長：決定した数字を提供するのは、それはそれで必要ですが、その前の計画を作る段階で事務局として営農の方たちの情報を確認するのは是非ともやっていただきたいですが。

委員 1、2、5：(行っています)

委員 12：市役所内では各部署がいろいろな政策を計画し進めてみえると思いますが、農政として、1年ごとにゼロから計画を立てるのではなく、5年単位など長期計画として長いスパンの中で知立市の農業をどうしていくかを考え、その中で予算を利用していく方が予算も無駄なく使え、今後の取り組むべき方向が明確になるのではないかと考えます。

事務局：財政としてもこういった計画があって、方向性が明確になっているほうが予算も付きやすいというのは正直なところです。一方で、経済課の他部署で取り組んでおります観光振興計画は実際に長期計画として作成してみましたが、予算がつかず八橋かきつばた園のように頓挫してしまうこともあります。計画倒れになる可能性の心配もありますし、一方でしっかりとした計画がないと説得力がなく予算要求が通らないのではないかとこの事も承知しております。単純に計画といっても作成するのにコンサルタントに委託することになると、また予算が必要となりますので、内部でも検討をさせていただきたいと思います。

委員 3：この数年間の知立市の金銭のやり繰りは大変で投資の話となると難しいのか

もしれませんが、工業、商業、農業ある中で、非常に農業に対する予算が少ないです。先程委員12さんもお発言されてますが、長期的に計画案を作成して進めることができる人材を要望しているのです。農地利用最適化推進の指針にあるように「人・農地プラン」をまとめ上げてほしいのです。現在担い手が減少傾向にある中で将来どのように農業を継続していくのかというのは各所で練っていると思います。アンテナをはって、先回の豊川市の農業視察のように情報をもっと集めてその中で知立市の農業をどのようにしていくのか考えていくべきだと思います。

先進の自治体では、もう2回目の土地改良事業をやるというところもたくさんあります。どんどん進んでいく中で、知立駅前の改良が終わった後にでも着手できるようにこの数年の間に準備ができる長期計画をたててもらえれば頓挫せずもっていけるのではないかと考えます。もし、かきつばた園のように絵にかいた餅になりそうなら私達が市長室に押しかけてでもやってもらいたいと訴えるくらいの勢いでおりますので農地部門についても検討を重ね計画づくりをしていただきたいと思います。せっかく農地利用最適化推進活動をこれから進めようということで推進委員さんもたくさんお見えになるのでそれからそれくらいの勢いで頑張りたいです。ただ、経済課だけで行おうとすると無理があります。土木部門の土地改良事業や、都市計画部門など複数の部局と話を詰めて総合的にまとめ上げる計画づくりをしないと頓挫する可能性が非常に高いので、そういったことも踏まえてなんとか頑張りたいです。

会長：私も同感でありますので、是非そのあたりを検討していただきたいと思えます。そして事務局だけでなく、農業委員会のメンバーもいろいろ経験をされてみえますし知恵もありますので、相談していただいたりしてもらえると非常に良いかと思えます。私達の方でできることは取り組ませていただきます。他に何かありますか。

委員2：話が変わりますが、最近カラスとヌートリア、そしてカメの鳥獣被害があります。カラスは餌をあげる人がおり、カラスが集まってきて稲をつついて遊ぶという被害が出ています。カラス除けを設置するもののえさには勝てません。各地域でもカラスの被害はでているのでカラス駆除ができれば一番いいですし、餌を与えてみえる方にやめていただくかして手立てを講じないと年々被害のエリアが拡大しています。カメについては年々増え続け田んぼに被害が出ています。ミドリガメは稲の苗をちぎってしまい、田の一部分が剥げてしまったりしています。被害の大きなところでは田んぼの3分の1にも上りません。

さらに八橋の方で、キツネ、ハクビシンが穴をほり、巣を作っています。埋めてもまた違うところに作りいたちごっこになっています。その周辺に仕掛けを設置したりしているのですが、誰かがいたずらして取ってしまった

り、盗まれてしまったりしてこれもまたたちごっこになっています。これも何とかしていただければありがたいです。

上重原第一工区の一部で以前に水口のゴムパッキンの交換を土地改良区で一斉にやっていただけたのですが、そういった老朽化するものの交換もまとめてやっていただけたらと思います。

あと、畦畔の土砂崩れが今年もゲリラ豪雨により2か所ありました。大きい方では10メートルくらい崩れてしまいました。畦畔自体がもろくなっている所もあるため、何かしら対策をとっていただけたらと思います。

会 長：この3点について何か情報は市で情報を聞いていますか。

事務局：害獣、外来生物の情報については隣の課が担当していますのでそういう話はよく耳にします。捕獲の話も稀に聞こえてきます。カラス、カメはもちろんですが、キツネ、ハクビシンさらにはたぬきとかアライグマもよく聞きます。今回そのように各地区から声が上がってくる話を伺ったので、何かできることはないか、そして国からの通知もあつたりしますのでまた改めて確認し、情報提供、何かできることがないか等連携していければと思います。

あと、パッキンについての話は委員2さんがおっしゃってみえたように土地改良区の方の話かと思います。

畦畔が崩れやすいというのはこういった動物が巣を作ることで発生しているのですか。

委員2：そういった動物による穴もあれば、畦畔は高いところの水を使用するので、当然清水が落ちてきます。その清水が落ちてくる箇所というのは年中水か落ちてくるので崩れやすくなってしまいます。たまたま用水があるところは修復していただけたのですが、そうではないところで壊れそうだと3年以上前から警告していたところが修復されず放置されたため崩れてしまいました。

もう少し早く修復していたら崩れずに済んだと思います。そういった箇所が結構いろんなところで見られ、我々も見つけたら修復するのですが、プロではないのでしっかりとした土留めなどはできないのでお願いできたらと思います。

会 長：農政だけではなく、環境課や土木課とか連携しながらやれることはやっていただきたいと思います。

委員3：聞いた話ですが、キツネがいるとモグラがいるといわれており、モグラがキツネの大好物のようです。モグラがたくさんいるところには穴もたくさんあり、そこに水が通り、畦が崩れたりという話になるようです。八橋にはキジが結構いますが、キジの好物は虫だそうで、そこに住みつくものによって捕食の連鎖の想像がつくような気がします。

会 長：関係部局間で連携を取りながら対応していただけたらと思います。

事務局：以前、ジャンボタニシの話があつたかと思いますが、そちらの方は落ち着いたと考えてよろしいですか。

	<p>委員 2 : ジャンボタニシについては対策から 3 年かかりましたが、転作エリアに大豆を作って土地を乾かしてを繰り返すことによって、たいぶいなくなりました。しかし、発生はこの時期からであるため、油断はできません。</p> <p>委員 14 : 用水のところに卵の産み付けはみられますが、以前のような被害はありません。</p> <p>委員 2 : 我々も見かけたら捕まえたりして駆除しますし、一時のことを思えばだいぶよくなりました。野焼きをすると、タニシやモグラ、カメムシなどもある程度駆除できるのですが、現状なかなか難しいです。</p> <p>事務局 : そうですね、大規模な野焼きはご時世が許さなくなっている現状もあって、実行しようとする地域住民の方のご理解を得るところから始めなければならぬと思います。また、ジャンボタニシも完全駆除ではなくとも、取り組まれたことで一定の効果があったということで、次の対策として新たな取り組みについても情報をしっかり収集し、提供させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>会長 : 他にご質問、ご意見がなければ閉会とします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 3 時 1 9 分)</p>
閉 会 時 間	<p>午後 3 時 1 9 分 閉会宣言 (会長)</p> <p>農業委員会総会を閉会します。</p>